

発議第9号

高山市議会会議規則の一部を改正する規則について

高山市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

平成20年9月1日提出

提出者 高山市議会議員 車 戸 明 良

賛成者 高山市議会議員 大 木 稔  
杉 本 健 三  
島 田 政 吾  
伊 鳶 明 博  
小井戸 真 人  
藤 江 久 子  
村 瀬 祐 治  
溝 端 甚一郎  
水 口 武 彦  
松 山 篤 夫  
牛 丸 博 和  
倉 田 博 之  
丸 山 肇  
中 箴 博 之

提案理由

地方自治法の改正に伴い改正しようとする。

高山市議会会議規則の一部を改正する規則

高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(議員の派遣)</p> <p>第160条 法第100条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(議員の派遣)</p> <p>第160条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。